

公平交易法（警告書の送付の注意点）

【書誌事項】

当事者：A社（原告、製造者）vs B社（被告、警告書送付者）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：107 公訴第 1 号

言渡し日：2018 年 9 月 19 日

事件の経過：原告の請求を棄却。

【判決概要】

1. 本件警告書には係争商品の知的財産権を明白にしており、鑑定書とともに侵害事実が記載されているうえ、競争の制限や不正競争に関わる事実の記載はなく、警告書の内容は処理原則に違反していない。
2. また、B社は製造者であるA社に通知していないが、もともと係争商品の包装には販売者の商号しか記載がなく、製造者の情報を取得することは難しいとし、B社は既に合理的な注意義務を果たしたと判断された。

【事実関係】

A社は子供用食器（以下、「係争商品」をいう）を開発し、台湾(2016年1月21日から2025年9月24日まで)及び日本にて実用新案を登録し、台湾子供用品大手2社に係争商品を販売していた。B社は、その2社に対して、日本にて係争商品が2007年10月に日本で創作完成、米国にて2-D美術著作を取得し、日本でも実用新案が既に2010年（関連商品の実用新案が2012年）に登録済みであることを理由に、著作権侵害のおそれがあるとして係争商品の取り下げを請求する内容の警告書を送付した。A社はB社が不当に警告書を送付したことにより損害を受けたとして提訴したが、裁判所は、A社の訴えに理由がないとして、本件を棄却した。

【判決内容】

1. 公平交易委員会が定めた著作権、商標権又は専利権に対する警告書の処理原則（以下、「処理原則」をいう）では、警告書を送付する前の先行手続を定めている。処理原則によると、警告書の送付前、または同時に、その知的財産権の内容・範囲を明確にし、侵害を受けている具体的事実を侵害被疑者に対して通知しなければならない。
2. 本件警告書には係争商品の著作権を明確にし、B社の日本及び米国での著作権、日

本での実用新案等の証拠を添付しており、鑑定書と共に侵害事実が記載されているうえ、米国と日本での著作権を有し、我が国が互惠保護する著作物であると同時に、日本で実用新案権を取得している等も記載している。また、我が国で専利権を取得したことは記載されておらず、A社が台湾著作権法および公平交易法の規定に違反するおそれがあるとしか記載しておらず、我が国の専利法に違反する事情は指摘していない。

3. また、B社は製造者であるA社に通知していないが、もともと係争商品の包装には販売者の商号しか記載がなく、製造者の情報を取得することは難しいとし、B社は既に合理的な注意義務を果たしたと判断された。
4. 本件警告書の内容は権利者の知的財産権の内容・範囲を明確にし、証拠を添付した上に、侵害を受けている具体的事実を陳述したと認定された。従って、前に掲げた処理原則に違反していないと判断され、A社の訴えを棄却した。

【専門家からのアドバイス】

1. 警告書を送付する方法で相手側の知的財産権に対する侵害行為を止めさせることは、実務上よく見られる侵害防止手段であるが、むやみに警告書を発送することは、取引相手を怖がらせ、取引秩序を乱すこともありうる。そのため、公平交易委員会は警告書に関する処理原則を定め、警告書の送付に関して一定のルールを示している。本件判決は、処理原則の包摂について紹介し、処理原則の適用を明確にした。警告書を送付する際における注意点としては参考に値すると考えられる。
2. 公平交易委員会の処理原則によると、事業者は優先的または同時に製造業者へ通知しなければならないが、係争商品から製造者を知ることができなかったため、裁判所は判決理由において、警告書の送付対象は製造者だけに限らず、製造者が判明できない場合、販売者に送付しても違法ではないことを明示した。本件の場合、実体審査をせずに登録できる実用新案であり、海外の実用新案の権利者は著作権を主張するとともに国外の実用新案権を付帯して主張しており、警告書の送付に関してよい参考になると思われる。